

指定航空従事者養成施設  
安全管理規程

## 1. 目的

本規程は、通達（国空乗第 351 号、平成 22 年 10 月 12 日制定）「指定航空従事者養成施設の安全管理体制の構築に係る指針」に準拠し、指定航空従事者養成施設「公益財団法人日本学生航空連盟」（養成施設）が教育規程に基づくコースの実施に伴う実技教育の安全管理に関する規程を示すもので、本規程に沿って実施される実技教育における養成施設内の安全運航の確立はもとより、指導者並びの練習生の航空機の安全運航に関する意識の向上と異常運航を含む航空機事故の低減により安全な航空機の運航体制を構築することを目的とする。

## 2. 安全管理体制の運営方針及び安全に関する取組目標の設定

### 2-1 安全方針

- (1) 安全はすべてに優先意識を徹底する。
- (2) コンプライアンスの重要性を認識し、関係法令及び滑空スポーツ訓練実施規則を遵守する。
- (3) 2005（にー、まる、まる、ご）の教訓を忘ず、一人ひとりが、安全意識を持ち、運航の安全を追求する。

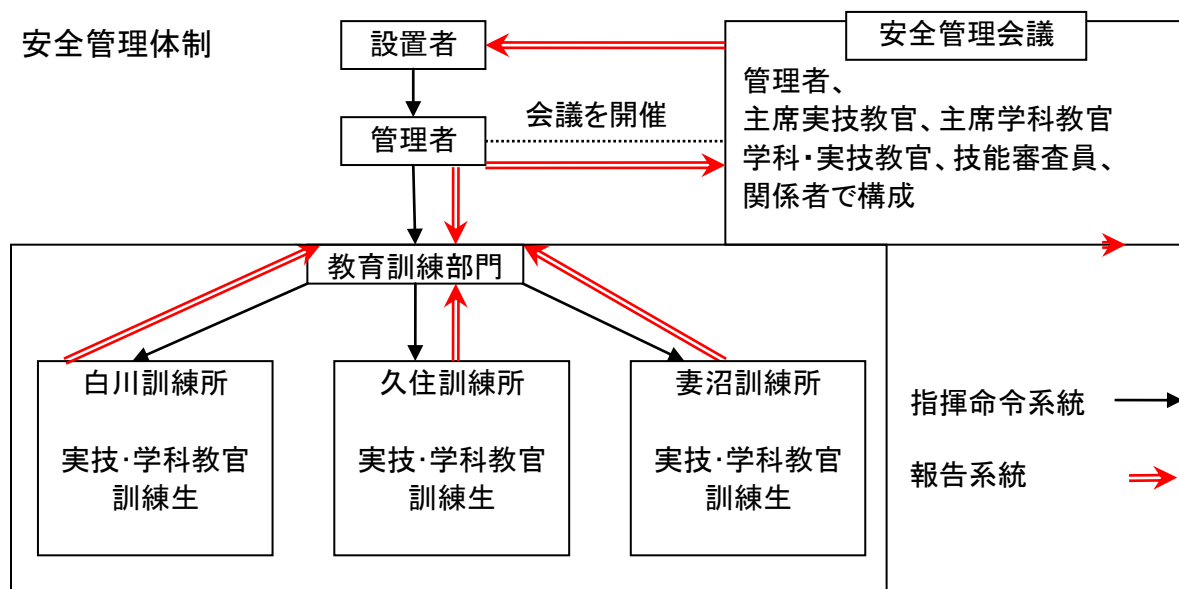
### 2-2 安全に関する取組目標

- (1) 管理者は、養成施設としての安全方針に沿った取組目標を定める。
- (2) 主席実技教官は、教育訓練部門としての取り組み目標を定める。
- (3) 安全方針、安全に関する取り組み目標を下記のようにして組織内で共有し、周知徹底させる。
- (3) その目標の達成度を評価し、必要に応じて再設定を行なう。

## 3. 安全管理体制の整備

### 3-1 職務権限と責任範囲

- (1) 安全管理体制の指揮命令系統を次の図のように定める。



- (2) 安全管理体制の最高責任者は設置者とする。設置者は、組織全体に安全方針と取り組み目標を遂行する職務権限と下記の事項を実施する責任を有する。
  - ① 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善
  - ② 関連法規等の遵守と安全優先の原則を養成施設内部の加盟員及びその指導者への徹底及び現実のための不動の動機付け
  - ③ 養成施設内部における安全文化の構築・定着

(3) 安全管理における安全統括管理責任者は管理者とする。管理者は、全体の取り組み目標を遂行する職務権限と下記の事項を実施する責任を有する。

- ① 安全管理体制に必要な手順及び方法の確立、実施、維持、改善
- ② 安全管理体制の課題または問題点を的確に把握し、下記の事項を「設置者」に適時、適切に意見を上申する。
  - ・ 取り組み目標の進捗・達成状況
  - ・ 情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
  - ・ 事故等の発生状況
  - ・ 是正措置及び予防措置の実施状況
  - ・ 安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
  - ・ 内部監査の結果
  - ・ 現況管理部門等からの改善提案
  - ・ 外部からの安全に関する要望、苦情
  - ・ その他必要と判断した情報
- ③ 安全方針を担当者、実技・学科教官、練習生に周知徹底する。

(4) 教育訓練部門の責任者を主席実技教官とする。主席実技教官は、全体の取り組み目標を遂行する職務権限と訓練所長に周知徹底する責任を有する。

(5) 各訓練所の責任者を訓練所長とする。訓練所長は、全体の取り組み目標を遂行する職務権限と実技教官、学科教官、訓練生に周知徹底する責任を有する。

(5) 機材の整備についての責任者は主席実技教官とする。

(6) 実技教官は航空機の安全な運航のため実技教育を始める前に訓練開始点検表（別紙①、②）により訓練全般の準備を点検する。

### 3-2 安全管理会議の設置

「管理者」は、養成施設内の運航の安全に関する情報（以下、安全情報）の共有、各部門の意思疎通の確保、安全管理の評価、安全管理体制の改善の検討等、安全管理を実施するために安全管理会議を設置する。安全管理会議は下記の要員で構成し、年一回12月に開催する。

- ① 管理者
- ② 主席実技教官・実技教官
- ③ 主席学科教官・学科教官
- ④ 技能審査員

## 4. 安全管理の実施

### 4-1 安全情報報告制度

(1) 安全情報を円滑に伝達する報告システムを先の図のように整備する。

養成施設は、「安全情報」が「設置者」、「管理者」、「主席実技教官」から各地の担当者に伝達される制度として「安全情報メーリングリスト jsal\_safety」を構築する。

また、各地で管理する滑空場で運航中に発生したヒヤリハット情報、異常運航情報、事故情報、その他の情報を「安全情報」として「安全情報メーリングリスト jsal\_safety」で共有化する。

関連法規の改正、航空局の通達、機体の TN, SB, TCD など情報、運航情報、海外や他団体の安全情報なども「安全情報メーリングリスト jsal\_safety」で伝達し運用する。

(2) 安全情報には次のものがある。

- ・ ヒヤリハットレポート
- ・ 内部監査結果
- ・ 航空機製造者からの情報
- ・ 事故・インシデント調査報告
- ・ 安全委員会議事録
- ・ 耐空性改善通報など

### 4-2 ハザードの特定

#### (1) 予防的方法

「主席実技教官」は、ヒヤリハット情報や他団体のトラブル情報などの「安全情報」を集計し、危険な状態を生じさせる根本的な原因の「ハザード」（不安全要因）の可能性がある場合、または、その様な指摘がある場合は、「ハザード」の特定をする。

#### (2) 事後的な方法

「主席実技教官」は、事故やトラブル情報などの「安全情報」で、予想される発生頻度や安全への影響度を分析し、「ハザード」を特定する。

#### 4-3 リスク管理

「主席実技教官」は、収集した「安全情報」をベースにハザードの発生頻度や傾向を分析し、以下の措置を各滑空場の責任者（訓練所長）に指示する。

- (1) 特定したハザードの発生頻度や安全への影響度のリスクを分析し、許容可能なリスクかどうかを評価する。
- (2) 許容できないリスクがあれば、再発防止あるいはリスクを除去、回避、低減するため、未然防止の具体的な施策等を立案、決定し現場へ展開する。
- (3) 安全管理会議で、実施した当該施策等の妥当性を評価する。

#### 4-4 緊急時対応計画

- (1) 航空事故、重大インシデントが発生した場合の対応計画は滑空場ごとに定める。（別紙④～⑥）また、関係する他の組織と連携するよう調整する。

#### (2) 緊急時対応計画の立案

緊急時の事例に応じて、下記のように現地対策の責任者とする。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| ① 人身事故、第三者への損傷・危害        | 管理者    |
| ② 機体の損傷                  | 主席実技教官 |
| ③ 運航機材（ウインチ、車両等）の損傷      | 担当者    |
| ④ 異常運航（機材の損傷なし）・ヒヤリハット報告 | 実技教官   |

◎事例1.及び2.の場合、各責任者は緊急時対応計画に沿って関係機関へ連絡及び現地対応をする。各責任者は、設置者に「安全情報」を報告する。

◎事例3.の場合、責任者は状況報告書、事例4.の場合、異常運航・ヒヤリハット報告などの「安全情報」を主席実技教官に報告する。報告を受けた主席実技教官は、管理者ならびに設置者に報告する。

### 5. 安全管理体制の評価、改善

5-1 「管理者」は一年に一回安全管理会議を開催して、安全管理体制が機能しているかを評価する。

5-2 「管理者」は、一年に一回安全管理に関する内部監査を実施して、その結果を「設置者」に報告する。

5-3 「設置者」は、安全管理会議、内部監査の報告を受け、必要に応じて「安全方針」ならびに「安全に関する取り組み目標」の再設定し、安全性の水準向上のため改善処置を講じる。

5-4 教育訓練部門責任者の「主席実技教官」は、特定されたハザード(不安全要因)が安全管理会議に報告する内容かを検討する。

5-5 安全管理会議で、特定されたハザードが許容できないリスクである場合に実施した、再発防止や未然防止の施策を評価する。

## 6. 安全管理に関する教育及び訓練

管理者は、安全管理体制を構成員に周知させるための教育、安全啓発セミナー、ハザードの特定、リスク分析、ヒューマンファクターズに関する訓練等、必要な知識を習得させる訓練、安全管理を実施する上で必要な教育を実施する。これにより安全管理体制の水準の維持に努める。

### 付 則 （実施時期）

1. この規程は2011年4月1日より実施する。
2. この規程は2016年10月1日から改訂実施する。

教育施設、訓練機材等点検報告書

公益財団法人 日本学生航空連盟  
 (指定航空従事者養成施設 管理者)  
 \_\_\_\_\_ 殿

責任者 \_\_\_\_\_ 印

養成コース： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 期

\_\_\_\_\_ 様 指定養成施設の点検を実施し、担当者へ送付願います。

教育施設 (訓練所)： \_\_\_\_\_

訓練滑空場： \_\_\_\_\_

点 検 項 目		判 定	処 置	確 認 者
① 施設	教室	黒板、机、椅子は1つの期に在籍する訓練生に十分な数量のこと		
	滑空場	訓練に使用する滑空場が適切に保全管理されていること		
② 教材	教科書・参考書	航空法規集		
		耐空性審査要領		
		AIP                      AIM—JAPAN                      航空図		
		グライダースポーツ手帳		
		新しい航空気象		
		滑翔技術		
		グライダー操縦の基礎		
		風をきけ		
	訓練使用機の飛行規程の写し			
	参考資料	航空工学教室                      航空機の基本技術		
		空中航法                      操縦教育教本		
		飛行とからだ		
	教材	滑空機・曳航機の模型		
各種図表				
ビデオ				
③ 機材	訓練機 (別表2)	JA _____ 耐空証明有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
		JA _____ 耐空証明有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	ウインチ	名称 _____		
	曳航機	JA _____ 耐空証明有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
検査実施者 (訓練所長)		年 月 日	教育規程11(3)による点検を実施しました 氏名 _____ 印	
担当者		年 月 日	氏名 _____ 印	

訓練所長 → 担当者 → 責任者 → 管理者 (保管)

※判定は『適』、年号は西暦表記とする

## 訓練開始点検表

項目	内容・要領	/	/	/	/	/	/	/
<b>A. 機材</b>	使用機体							
滑空機	チェックリスト、航空日誌、耐空検査							
ウインチ	〃 整備日誌、6月点検							
曳航索	エンドセット、消耗、総使用回数、他							
索引車	チェックリスト、運航日誌、整備状況							
無線機	バッテリー、送受信状態、日誌、免許							
救急用具	チェックリスト、内容							
その他機材	〃							
<b>B. 訓練生</b>	参加人数							
健康状態	病気、精神、睡眠、薬品の服用							
服装	帽子、作業服、靴							
練習許可書	期限、身体検査証、技能証明書							
経歴・知識	必要な教育							
人員配置	所定の部所、監視人、班、係							
ピストの構成	発航管理、記録、指導員							
<b>C. 情報</b>								
飛行空域	航空情報、管制機関との電話連絡							
滑空場・周辺	障害物、路面状況、使用規則							
場外着陸場	長さ、幅、路面、傾斜、障害物							
気象情報	現況、予報、天気図、气象台							
引き継ぎ事項	前日からの申し送り、ヒヤリハットレポート							
訓練計画	内容、適否							
諸規則	法規、スポーツ手帳、各基準							
<b>D. テストフライト</b>								
機体全体	失速速度・特性、安定、異常音							
操縦装置	各舵の作動状況、効き							
計器類	各計器の指示、他							
無線通信	送受信テスト							
曳航状態	加速、速度、離脱、他							
気象	気流、視程、雲高、他							
確認者	指導員署名欄							

## 「異常運航／ヒヤリハット」 &amp; 「ハザード」 レポート

年月日	20__年__月__日 ( )	記入者氏名	_____	所属校	大学
滑空場	妻沼第一（土手側・川側）・第二、木曾川、大野、福井、久住、白川、その他 ( )				
飛行回数	ウインチ曳航 ( _____ 回) ・ 航空機曳航 ( _____ 回) ・ _____ ( _____ 回)				
気象状況	時刻__ : __、天候____、風向風速__° __ m / s、視程_____ k m				
ヒヤリハット & ハザード 報告事項	(1) ヒヤリハットの報告事項が、1. ある、2. ない (どちらかを選択)				
	[1] いつ 20__年__月__日__時__分				
	[2] 誰が (匿名を基本とするが、可能な限り年齢や性別は明記すること)				
	[3] どこで				
	[4] ヒヤリハットの内容 (①何をしている時、②原因、③結果、④申し送り、⑤指導者、引率者などのコメント等を記入してください。)				
	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	(1) ハザードの報告が、1. ある、2. ない (どちらかを選択)				
	「有」の場合具体的な事象				



	確認事項	判定	特記事項
1	設置者は、法令を守ること、安全を最優先とするなどの考えを盛り込んだ安全方針を策定しているか		
2	設置者は、安全方針を周知徹底しているか		
3	設置者または安全総括管理者は、安全方針を実現するために 1 年ごとの安全重点施策（安全目標）を作っているか		
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか		
5	設置者は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか		
6	設置者は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか		
7	管理者は、安全方針を社内に周知しているか		
8	管理者は、その職務を把握し、指導者・訓練生を指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取り組みを積極的に行っているか		
9	管理者は、設置者との連絡を密にし、滑空機の運航・整備に関する情報を集め、設置者に報告しているか		
10	設置者は、安全管理の実施体制における各自の責任、役割を明確に定めているか		
11	管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか		
12	滑空機の安全運航について関する定期的に話し合いを実施しているか		
13	設置者は、指導者や訓練生と直接会話をする機会を設定し、安全に関する指示・指導をしたり意見・要望を聴取しているか		
14	訓練生から滑空機の安全運航に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法規や教育規程を遵守して、安全運航に努めているか		
16	安全管理規程、訓練開始前の点検表、ヒヤリハットレポートが適切に管理されているか		
17	教官の管理規定に沿った必要な教育・訓練が定期的に行われているか		
18	設置者や管理者は、外部が主催する滑空安全マネジメントに関する研修会に参加しているか		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練の実施状況を記録しているか		
20	事故発生時に設置者に事故情報が報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリハット情報を収集して事故防止に活用しているか		
23	海外や他団体の事故情報や事例集を収集して事故防止に活用されているか		
24	緊急通報・連絡体制を 1 年ごとに見直しを実施しているか		
25	上記 20～21 の実施状況を記録管理されているか		
26	設置者は、1 年に一回安全確保に向けた取組状況を点検し、問題点があれば改善されているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

1. 事態の把握

①人命救助を最優先に行動 ②現状の保存と二次災害の防止 ③連絡

項目	内容	4. 航空機のJA No.	滑空機 JA
1. 機長氏名		航空機の型式	
2. 発生日時		航空機の使用人	
3. 発生場所		5. 運航者	
6. 出発、到着予定地		7. 乗務員、乗客数	
8. 概要	衝突/墜落/火災	状況の整理	
9. 人の死傷または物件の損壊		<input type="checkbox"/> 人命 死亡/負傷/正常 <input type="checkbox"/> 物件 損壊/なし <input type="checkbox"/> 着陸 場外/着水/場内	
10. 機体の損壊等		<input type="checkbox"/> 機体 大破/小破/正常 <input type="checkbox"/> 索 場外/場内/正常	
11. その他参考事項		<input type="checkbox"/> 車両 ウインチ/リフト/ <input type="checkbox"/> 目撃者 誰がどこで	

2. 緊急連絡先 (妻沼滑空場)

緊急連絡先	事態の内容						連絡先	電話番号
	人の死傷	場外着陸	機体の損壊	滑走路内の異常着陸	曳航索よる事故	車両による事故		
妻沼滑空場							<消防> 119 <航空> 東京航空局 03-5257-9292 東京国際空港事務所 情報官 03-5756-1530 航空局安全部運航安全課 03-5253-8111 (指定養成) <警察> 熊谷警察署 110 妻沼交番 048-588-0042	
消防署	○	○	○				妻沼交番	048-588-0042
空港事務所	○	○	○				<学連>	
警察署	○	○	○		○	○	主席実技教官 土屋宣幸	090-8724-6863
主席実技教官	○	○	○	○	○		日本学生航空連盟 本部	03-6806-1235
訓練所長	○	○	○	○	○	○	<熊谷市>	
管理者	○	○	○				熊谷市役所	048-524-1111
河川事務所	○	○	○				妻沼行政センター	048-588-1321
熊谷市	○	○	○					
主催大学	○	○	○	○	○	○		
<河川事務所> 八斗島出張所								

1. 事態の把握

①人命救助を最優先に行動 ②現状の保存と二次災害の防止 ③連絡

項目	内容	4. 航空機のJA No.	滑空機 JA
1. 機長氏名		航空機の型式	
2. 発生日時		航空機の使用人	
3. 発生場所		5. 運航者	
6. 出発、到着予定地		7. 乗務員、乗客数	
8. 概要	衝突/墜落/火災	状況の整理	
9. 人の死傷または物件の損壊		<input type="checkbox"/> 人命 死亡/負傷/正常 <input type="checkbox"/> 物件 損壊/なし <input type="checkbox"/> 着陸 場外/着水/場内	
10. 機体の損壊等		<input type="checkbox"/> 機体 大破/小破/正常 <input type="checkbox"/> 索 場外/場内/正常	
11. その他参考事項		<input type="checkbox"/> 車両 ウインチ/リフト/ <input type="checkbox"/> 目撃者 誰がどこで	

2. 緊急連絡先 (白川滑空場)

	事態の内容						連絡先	電話番号
	人の死傷	場外着陸	機体の損壊	滑走路内の異常着陸	曳航索による事故	車両による事故		
緊急連絡先 白川滑空場							<消防> 小島消防出張所 熊本西消防署 <航空> 熊本空港事務所 運航情報官 大阪航空局 (操縦練習) 航空局安全部運航安全課 (指定養成) <警察> 熊本南警察署 小島駐在所 <学連> 主席実技教官 土屋宣幸 白川訓練所長 河邑英樹 日本学生航空連盟 本部	1 1 9  096-325-0119  096-232-2925  03-5253-8111
消防署	○	○	○				熊本南警察署	1 1 0 096-326-0110
空港事務所	○	○	○				小島駐在所	096-329-3749
警察署	○	○	○		○	○	<学連>	
主席実技教官	○	○	○	○	○		主席実技教官 土屋宣幸	090-8724-6863
訓練所長	○	○	○	○	○	○	白川訓練所長 河邑英樹	090-1290-4045
管理者	○	○	○				日本学生航空連盟 本部	03-6206-1235
河川事務所	○	○	○					
熊本市	○	○	○				<熊本市>	096-328-2490
主催大学	○	○	○	○	○	○	熊本市危機管理室 熊本市西部市民センター 小島連合区長 永松	
<河川事務所> 白川出張所 所長 096-343-4072								

1. 事態の把握

①人命救助を最優先に行動 ②現状の保存と二次災害の防止 ③連絡

項目	内容	4. 航空機のJA No.	滑空機 JA
1. 機長氏名		航空機の型式	
2. 発生日時		航空機の使用人	
3. 発生場所		5. 運航者	
6. 出発、到着予定地		7. 乗務員、乗客数	
8. 概要	衝突/墜落/火災	状況の整理	
9. 人の死傷または物件の損壊		<input type="checkbox"/> 人命 死亡/負傷/正常 <input type="checkbox"/> 物件 損壊/なし <input type="checkbox"/> 着陸 場外/着水/場内	
10. 機体の損壊等		<input type="checkbox"/> 機体 大破/小破/正常 <input type="checkbox"/> 索 場外/場内/正常	
11. その他参考事項		<input type="checkbox"/> 車両 ウインチ/リフト/ <input type="checkbox"/> 目撃者 誰がどこで	

2. 緊急連絡先 (久住滑空場)

緊急連絡先	事態の内容						連絡先	電話番号
	人の死傷	場外着陸	機体の損壊	滑走路内の異常着陸	曳航索よる事故	車両による事故		
久住滑空場							<消防> 久住町防出張所 竹田市消防本部 <航空> 大分空港事務所 運航情報官 大阪航空局 (操縦練習) 航空局安全部運航安全課 (指定養成)	1 1 9  096-325-0119  096-232-2925  03-5253-8111
消防署	○	○	○				<警察>	1 1 0
空港事務所	○	○	○				竹田警察署	096-326-0110
警察署	○	○	○		○	○	久住駐在所	096-329-3749
主席実技教官	○	○	○	○	○	○	<学連>	
訓練所長	○	○	○	○	○	○	主席実技教官 土屋宣幸	090-8724-6863
管理者	○	○	○				白川訓練所長 河邑英樹	090-1290-4045
河川事務所	○	○	○				日本学生航空連盟 本部	03-6206-1235
熊本市	○	○	○				<竹田市>	
主催大学	○	○	○	○	○	○	久住支所 地域振興課	096-328-2490
<牧野組合> 組合長 佐藤							小島連合区長 永松	